

人と魚と海のネットワーク
香川県漁連ホームページ
http://www.jf-net.ne.jp/kagyoren/
E-mail:gyoren@kagawa-
gyoren.or.jp



JF
J F 香川漁連

高松市北浜町 8 - 25
TEL 087-825-0350
FAX 087-851-0699

かがわぎょれん量販店キャンペーンを開催 かん水組合と協力し養殖生産物をPR

県漁連は、7月26日・27日の両日、奈良県奈良市のイトヨーカドー奈良店（平成15年7月10日オープン）で、関西地区での養殖生産物の販売促進を図ることを目的に、試食会等のキャンペーンを行った。

このキャンペーンは、平成15年度香川の観光ふるさと・さかな料理PR事業（国・県補助事業）の一環として、県漁連・県かん水組合・（社）県水産振興協会が共催で取り組んでいるもので、14年度は東京、大阪など5ヶ所で開催しており、毎回好評を博している。事業の主な内容は、養殖生産物の新メニュー試食会、魚食普及イベントカー「おさかなシャトル」のミニ水族館を活用しての養殖生産物の展示、魚の名前と姿を覚えてもらうお魚ビンゴゲーム等で、来店者に養殖生産物の美味しさ、安全性等についてPRをした。

正面玄関前特設会場に設置した「おさかなシャトル」のミニ水族館には、ハマチ、カンパチ、マダイ、ヒラメ、アジ、サバ、ガザミなど11種類の瀬戸内海の魚を展示し、来店者を迎えた。奈良県は「海なし県」ということもあってか、来店者は水槽の泳ぐ魚に大変興味を示し、スタッフに魚の名前を尋ねたり、シャトルの前で記念撮影をしたりと、それぞれに楽しんでいる様子であった。また、営業時間が朝9時から夜10時までということで、初日の夜はイルミネーションによるライトアップで会場を盛り上げた。



イルミネーションでライトアップされたおさかなシャトル
PRイベントとしては、香川の観光ふるさと・さかな料理「瀬戸のハマちゃん焼き」試食会、おさか

なシャトルのイラストを使っの「おさかなビンゴゲーム」を実施し、両日で約1,000名を集客した。とりわけ「おさかなビンゴゲーム」はハマチ、カンパチのフィレが当たるとあって大人気で、各回100名、2日間で計6回行ったが、600名があっという間に受付を終了した。開会に当り、香川県かん水養殖漁業協同組合の嶋野組合長が、「香川県の養殖業者は、消費者の皆さんに新鮮で美味しい、安心・安全な養殖生産物を供給するために、瀬戸内海のきれいな漁場で日々努力している。香川のハマチ、カンパチは、9月から年末にかけて一層美味しくなり、出荷最盛期を迎える。奈良県の皆さんには今後、香川のハマチ、カンパチとご指定いただき、美味しい魚をどんどん買って頂きたい」と香川の養殖生産物を存分にアピールした。その後、「おさかなビンゴゲーム」で参加者全員大いに盛り上がり、上位5名には嶋野組合長よりハマチ、カンパチのフィレが手渡された。ハマチフィレを手にした参加者の一人は「私、高松市錦町の出身なんです。奈良県で香川の魚が食べられるなんてラッキーです。」と少し興奮気味の様子であった。



ハマチ・カンパチのフィレを手渡す嶋野組合長
現在同店には、オープン初日より県漁連大阪支所からハマチ、カンパチ、マダイ等の養殖魚が納入されており、今後も明石市を始め、関西地区でのイトヨーカドー開店が数店予定されていることから、香川県産養殖生産物の販路拡大、県漁連大阪支所の取扱数量の増大に大いに期待したい。

消費税が変わります

新たに課税事業者となる方へ

消費税法の一部が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から適用されることとなっています。

1. 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 1,000 万円 (現行 3,000 万円) に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以降開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人については平成 17 年 3 月決算分から適用されます。

【ポイント】

基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

【基準期間とは?】

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度 (前々事業年度が 1 年未満である法人については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以降 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間) をいいます。

したがって、個人事業者の平成 17 年分の基準期間は平成 15 年分、事業年度が 1 年である法人の平成 17 年 3 月決算分の基準期間は平成 15 年 3 月決算分となります。

【課税売上高とは?】

消費税が課税される取引の売上金額 (消費税及び地方消費税の額を除きます。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額 (消費税及び地方消費税の額を除きます。)の合計額を控除した残額をいいます。

なお、免税事業者には消費税が課税されませんから、基準期間が免税事業者であった場合の売上金額は、税抜き処理を行わないこととなります。

2. 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が 5,000 万円 (現行 2 億円) に引き下げられます。

【簡易課税制度とは?】

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率 (第一種事業 (卸売業) 90%、第二種事業 (小売業) 80%、第三種事業 (製造業等) 70%、第四種事業 (その他の事業) 60%、第五種事業 (サービス業等) 50%) を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税売上高のみから納付する消費税額を計算することができます。

《適用関係》

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成 17 年分から、事業年度が 1 年である法人については平成 17 年 3 月決算分から適用されます。

【ポイント】

1 その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日 (事業を開始した課税期間等であればその課税期間中) までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

なお、平成 16 年 4 月 1 日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間 (個人事業者については平成 16 年分、事業年度が 1 年である法人については平成 16 年 3 月決算分から平成 17 年 2 月決算分まで) において納税義務が免除されていた事業者が、平成 16 年 4 月 1 日以降最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

2 簡易課税制度の適用を受けない場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるために

は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

3 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

(指導部 組織課)

香川県かん水組合通常総会開く

香川県かん水養殖漁業協同組合は、去る7月25日(金)漁連会館6階大会議室で第40回通常総会を開き、嶋野組合長より「現状を再認識して、ゼロからでなくマイナスからのスタートと位置づけ、食糧産業として安全を生産して、安心を消費者に買っていただくという養殖魚の原点にたちかえり、この厳しい時代を乗り越えていかなければならない」と呼びかけた。続いて、井口農政水産課長補佐、服部県漁連会長からそれぞれ来賓の挨拶があった。

14年度は、ブリ類・タイの価格は全国的な生産過剰や輸入魚の増加等の影響により低価格で推移し、養殖業者にとっては厳しい状況となった。こうした中、養殖魚のブランド化に向けた施策の一環として、魚類養殖生産物品質向上検討会の策定した「養殖マニュアル」を生産者に配布すると共に、ハマチ・カンパチのPRポスターとブランド化表示シールを大消費地等で配布して、香川県の魚のイメージアップに努めた。11月には消費拡大と養殖業に対する理解を深めてもらう産地学習会「瀬戸内魚チング・ツアー」の体験ツアーを実施した。また、JAS法改正に伴う品質表示については、養殖履歴の情報を消費者に伝えるための必要な表示を行い、食品としての信頼性の確保に努めた。

15年度事業は、県漁連と連携を保ちながら、全国的な種苗の状況を把握し、養殖尾数の適正化や種苗の安定供給に努める。消費拡大については、小学校高学年を対象とした水産教室(養殖体験学習:魚食普及活動)を実施すると共に、全かん水の事業に協力して関西地区の消費者を招いて養殖体験ツアーを実施する。また、魚類養殖生産物品質向上検討会で「養殖マニュアル」を検討し、流通に適した魚づくりやブランド化を目指し、生産物価格の安定化を図るために、漁連・全かん水の協力を得て市場・量販店等と消費者の交流を行い販売促進を図る。品質

表示については、養殖履歴を明確に表示して情報を消費者に的確に伝えると共に、薬事法の改正をふまえ養殖魚の安全性の確保を図り、消費者の視線で安全・安心な養殖魚の安定供給に努める。

この後岡田光司氏(庵治漁協)を議長に選任して、議事に入り上程された7議案はすべて原案どおり可決承認された。また、役員の補欠選任が行われ、次の方が選任された。

選任された新役員

理事 河内 一 夫 (志度漁協)

第20回「海辺の教室」開催

児童たちが地元漁業の役割を学ぶ「海辺の教室」が8月6日、観音寺市の伊吹漁協魚市場で開催され、市内の小学生たちが魚の流通経路、水産業の果たす役割や環境保全の重要性を学んだ。

同教室は、伊吹、観音寺、西かがわの各漁協でつくる観音寺市水産振興連絡協議会と観音寺市が共催で開催し、今年で20回目を数えた。この日は、市内の小学校3校から4~6年生55人と父母ら15人が参加した。

教室では主催者挨拶の後、袋状の網で海底の魚を捕る「底曳網」や、魚の通り道を垣根のような網でさえぎり、誘導して捕獲する「定置網」など燧灘で行われている漁法や瀬戸内海で獲れる魚をおさかなビンゴゲームで紹介。また、食卓に並ぶ魚の流通経路の説明をしたほか、生活廃水を用いて水の汚れの量を示す(CODバックテスト)の実験が行われるなど、海の環境の大切さを紹介した。児童の中には「海の汚れの大半が家庭からの生活排水であることを知っておどろいた。生活廃水について家族とよく話し合いたい」と話をしていた。



伊吹魚市場での学習風景